

卷末資料

◇臼杵市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成23年9月1日訓令第27号

改正 平成29年4月3日訓令第6号

(設置)

第1条 地域住民が共に手をたずさえ、支え助け合う地域福祉の実現を目指し、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、臼杵市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、臼杵市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に基づき、次に掲げる事務を審議する。

- (1) 地域福祉計画案の立案・策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の調査研究に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 保健、医療、福祉関係団体の代表
- (3) 各種団体の代表（前号に掲げる者を除く。）
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉計画が策定されるまでとする。

(委員長及び副委員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員会を補佐し委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

◆巻末資料◆

4 委員長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の所掌事務にかかる成果等がまとめられたときは、遅滞なくこれを市長へ報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年4月3日訓令第6号）抄

(施行期日)

1 この訓令は、公示の日から施行する。

◇第3次臼杵市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

区分	所属	職名	氏名
各種団体	臼杵市自治会連合会	会長	齋藤 勝美
議会	臼杵市議会	教育民生委員長	久藤 朝則
保健 医療 福祉	臼杵市社会福祉協議会	会長	垂井 美千代
	臼杵市民生委員児童委員協議会	会長	三重野 猛志
	臼杵市民生委員児童委員協議会 (主任児童委員)	主任児童委員	吉良 秀代
	臼杵市身体障害者福祉会	会長	廣瀬 好夫
	大分県中部保健所	参事兼地域保健課長	藤原 清美
	臼杵市地域包括支援センターコスモス	認知症地域支援推進員	小野 未架
	自立支援協議会	会長	高橋 智秀
	臼杵市保護司会	副会長	高橋 誠治
各種団体	臼杵市自治会連合会(野津地域)	副会長	渡邊 憲司
	臼杵市老人クラブ連合会	会長	佐藤 俊治
	臼杵市女性団体連絡会	会長	小高 恵美子
	臼杵市PTA連合会	副会長	平松 愛子
	臼杵市保育協議会		後藤 敦子
	臼杵地区福祉推進協議会	会長	福田 和民
		計	16名

第3次臼杵市地域福祉計画

発行 2022年（令和4年）3月

臼杵市福祉事務所

〒875-8501

大分県臼杵市大字臼杵72-1

TEL 0972-63-1111

